

令和2年4月10日
総合教育政策局長決定

令和2年度消費者教育推進委員会設置要綱

1. 趣旨

消費者教育の推進については、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）及び消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月閣議決定）に基づき、消費者教育の総合的・一体的な推進を図っているところであるが、教育委員会における消費者教育の実施や、消費者行政部局との連携は十分とは言えない。また、民法の改正による成年年齢の引下げを見据え、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月、平成30年7月改定）を関係4省庁で決定し、地域における消費者教育の連携・協働の体制づくりや「若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン」の円滑かつ効果的な実施等について検討・検証等を行うため、消費者教育推進委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

2. 実施事項

- (1) 学校・家庭・地域における消費者教育の推進に関すること
- (2) 「若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン」に関すること
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 本委員会は別紙の消費者教育に関する有識者等で構成し、2に掲げる事項について検討等を行うものとする。
- (2) 「若年者の消費者教育の推進に関する集中強化プラン」を実施するにあたって、具体的な事項を検討・調査分析等するために、本委員会の下に部会等を置くことができる。

4. 実施期間

令和2年4月10日から令和3年3月31日までとする。

5. 庶務

委員会の庶務は、総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課において処理する。

消費者教育推進委員会委員

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 上 村 協 子 | 東京家政学院大学現代生活学部教授 |
| 大久保 貴 世 | 一般財団法人インターネット協会主幹研究員 |
| 柿 野 成 美 | 公益財団法人消費者教育支援センター
専務理事・首席主任研究員 |
| 島 田 広 | 弁護士 |
| 白 上 昌 子 | 特定非営利活動法人アスクネット アドバイザー |
| 杉 浦 敦 司 | 学校法人電子学園日本電子専門学校副校長 |
| 須 黒 真寿美 | 公益社団法人全国消費生活相談員協会
消費者教育研究所副所長 |
| 永 井 健 夫 | 山梨学院大学法学部政治行政学科教授 |
| 西 村 隆 男 | 横浜国立大学名誉教授 |
| 萩 原 なつ子 | 立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科教授 |
| 樋 口 雅 夫 | 玉川大学教育学部教授 |
| 毎 田 伸 一 | 全国大学生生活協同組合連合会専務理事 |

以 上